

JOYO BANK NEWS LETTER

2022年3月31日

未利用口座を対象とした「口座管理料」の見直しについて

常陽銀行(頭取 笹島 律夫)は、これまで2020年4月1日以降に開設された普通預金の未利用口座に限り徴求していた口座管理料を、2020年3月31日以前に開設された普通預金口座にも適用させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取り組みは、マネーロンダリング対策の一環として未利用口座の不正利用を防止し、口座の恒常的なご利用をおすすめするとともに、口座管理に係る最低限のコストをお客さまにご負担いただくことによるサービスの維持・向上を目的としています。

なお、口座管理料は一定期間以上ご利用がない普通預金口座を対象とするものであり、日頃から入出金や口座振替等のお取引をいただいている口座が対象となることはありません。

また、口座管理料の対象となる口座をお持ちのお客さまで、当行にご本人名義の別の普通預金口座をお持ちの場合は、電話による解約の受付も予定しています。

当行は、今後とも、お客さまサービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

記

【口座管理料の概要】

実施日	口座管理料に関する普通預金規定を2022年7月1日(金)に改定します。 * 改定内容は別紙をご参照ください。 口座管理料の初回引き落としは2022年12月を予定しています。
対象口座	最後の預け入れ(当該普通預金の利息入金を除く)、または、払い戻し(口座管理料の引き落としを除く)から2年以上、預け入れまたは払い戻しがない普通預金口座。 <u>ただし、次の口座は対象外となり口座管理料を引き落とされることはありません。</u> ①当該口座の残高が10,000円以上 ②貸出金・ローンの返済口座 ③定期預金のリンク口座、投資信託・外貨預金の指定口座 対象となる見込のお客さまには、届出住所宛て事前に文書にて通知し、通知後一定期間経過してもご利用またはご解約がない場合、口座管理料を引き落としさせていただきます。
口座管理料の金額	年間1,320円(税込)をご負担いただきます。
自動解約について	残高不足等により口座管理料の引落としができなかった場合、残高全額を口座管理料の一部として引き落とし、当該口座は自動的に解約となります。なお、その場合、お手元の通帳・キャッシュカード等については、それ以降ご利用ができなくなります。

以上

(別紙)

【普通預金規定新旧対比表】

普通預金規定（抜粋）「口座管理料」条項の改定	
改 定 前	改 定 後
略	現行どおり
17.（口座管理料） (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは店頭表示の口座管理料以外の払戻がない口座（ただし、2020年4月1日以降に開設された口座に限ります。）（以下「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理料をいただきます。 (2) 口座管理料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とされます。 (3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、預金残高全額を口座管理料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。 (4) 当行は、一旦お支払いいただいた口座管理料については返還しないものとします。	17.（口座管理料） (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは店頭表示の口座管理料以外の払戻がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理料をいただきます。 (2) 口座管理料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とされます。 (3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、預金残高全額を口座管理料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。 (4) 当行は、一旦お支払いいただいた口座管理料については返還しないものとします。